

資料1

(15. 12. 7)



# 規制改革会議 第16回投資促進等WG提出資料（議題1）

---

平成27年12月7日

厚生労働省

## 規制改革実施計画に基づく理美容サービス見直しの進捗状況等について

No.	事項名	規制改革の内容	対応状況
1	出張理美容に係る規制の見直し①（「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化）	現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月1日付け事務連絡により周知。</li> </ul>
2	出張理美容に係る規制の見直し②（「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大）	「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月1日付け事務連絡により都道府県等に対して調査を実施。</li> <li>調査結果及び関係者からの意見等を踏まえ、検討中。</li> </ul>
3	出張理美容に係る規制の見直し③（実施主体の拡大）	出張理容・出張美容に関して、誤解が生じないように実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知徹底する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年2月開催予定の全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議において対応予定。</li> </ul>
4	理美容業の在り方に係る規制の見直し①（理容及び美容の範囲）	利用者が男性か女性の性別に着目してサービス内容を定めている「理容師法及び美容師法の運用について」（昭和53年12月5日環指第149号）を改め、性別による職務範囲の規制を撤廃する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月17日付け健発0717第2号厚生労働省健康局長通知「理容師法及び美容師法の運用について」を発出し、昭和53年通知を廃止。</li> </ul>

No.	事項名	規制改革の内容	対応状況
5	理美容業の在り方に係る規制の見直し②（理容所、美容所の重複開設の容認）	<p>① 理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。</p> <p>② 制度改正後5年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>省令を12月中旬をメドに改正し、平成28年4月1日施行予定。</li> </ul>
6	理美容業の在り方に係る規制の見直し③（両資格の取得の容易化）	<p>理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年11月13日に第1回理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会を開催。</li> <li>今後の予定については次のとおり。</li> </ul>
7	理美容業の在り方に係る規制の見直し④（国家試験及び養成施設の教育内容）	<p>国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。</p>	<p>【第2回（2～3月）】 主な論点について（対応の方向性について討議）</p> <p>【第3回（5～6月）】 主な論点について（対応の方向性について討議）</p> <p>【第4回（8月～9月）】 とりまとめ</p>

# 規制改革実施計画への対応について（抜粋）

（平成27年7月1日付け事務連絡）

平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画において、投資促進等分野や地域活性化分野への対応として、理容師法、美容師法及び旅館業法に関する規制の見直しについての対応が盛り込まれていますので、別添のとおり情報提供いたします。

今後、それぞれの内容に応じ、必要な法令改正や通知改正等行う予定としていますが、取り急ぎ、下記の点については、管下関係機関等への周知及び適切な対応につき御配慮願います。

1. 出張理美容が認められる「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」の中には、骨折した者や認知症の者が、そのことにより理容所、美容所に来ることができない場合も含まれること。

# 理容師法及び美容師法の運用について

(平成27年7月17日 健発0717第2号 厚生労働省健康局長通知)

- 利用者が男性か女性の性別に着目して業務範囲を定めた昭和53年通知については、本年7月17日付通知により廃止。

旧 通 知		新 通 知
理容師の業務範囲（抄）	<p>(1) 理容師の行うコールドパーマメントウェーブについて</p> <p>理容師が、刈込み等の行為に伴う理容行為の一環として男子に対し仕上げを目的とするコールドパーマメントウェーブを行うことは差し支えないが、<u>これ以外のコールドパーマメントウェーブは行ってはならないこと。</u></p>	<p>(1) <u>理容師がパーマメントウェーブを行うことは差し支えないこと。</u></p>
美容師の業務範囲（抄）	<p>(2) 美容師の行うカッティングについて</p> <p>美容師が、コールドパーマメントウェーブ等の行為に伴う美容行為の一環として、カッティングを行うことは、その対象の性別の如何を問わず差し支えないこと。また、女性に対するカッティングは、コールドパーマメントウェーブ等の行為との関連の有無にかかわらず行って差し支えないこと。 <u>しかし、これ以外のカッティングは行ってはならないこと。</u></p>	<p>(2) <u>美容師がカッティングを行うことは差し支えないこと。</u></p>

# 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会について

## 1 趣旨

平成27年6月30日閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるための措置理容師・美容師の養成課程における教育内容や国家試験のあり方について検討することを目的として、検討会を開催する。

## 2 構成員

	有吉 幸子	宇都宮美容専門学校 校長
	遠藤 弘良	東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座 教授
	大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会 理事長
	河合 靖臣	中央理容美容専門学校 校長
	坂元 昇	川崎市健康福祉局 医務監
	鈴木 正壽	公益社団法人 日本理容美容教育センター 理事長
	西島 正弘	公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 副理事長
◎	原田 一郎	東海大学教養学部人間環境学科社会環境課程 特任教授
○	宮崎 孝治	江戸川大学メディアコミュニケーション学部こどもコミュニケーション学科 教授
	湯田 桂子	集英社マキア編集部 編集長
	吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長

(五十音順 敬称略)

◎座長 ○座長代理

## 3 スケジュール

平成27年11月13日(金)	第1回検討会	主な論点について(自由討議)
平成28年2~3月	第2回検討会	主な論点について(対応の方向性について討議)
平成28年5~6月	第3回検討会	主な論点について(対応の方向性について討議)
平成28年8~9月	第4回検討会	とりまとめ

# 検討に当たっての主な論点（案）

平成27年11月13日  
理容師・美容師の養成のあり方  
に関する検討会資料より抜粋

※以下に示した「主な論点（案）」は、検討会における議論を進めていただくため、事務局において、たたき台として整理したものであり、検討会における議論を踏まえ、必要に応じ、追加・修正等を行うもの。

## 1 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

- (1) 理容、美容の共通課目等の取扱い
- (2) 実務経験を考慮した実習や選択必修課目の取扱い
- (3) 修業期間

等

## 2 養成施設における教科課程について

- (1) 教科課程の内容及び範囲のあり方等
- (2) 通信課程の取扱い

等

## 3 国家試験の内容等について

- (1) 養成課程の見直しに対応した見直し
- (2) 必修課目と試験課目との関係
- (3) 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合における理容、美容に共通する部分の取扱い

等

## 4 その他